障害者正社員化コース　支給申請期間の例

＊例１　転換日：R5.7.1　賃金締切日：末日　賃金支払日：当月25日

※基本給（月給）等は当月25日に支払い時間外手当は末日に算定し翌月に支給

【転　換　日】　　　　　　　令和5年7月1日

【転換日から6か月後の日】　令和5年12月31日

【転換日から6か月後の日の賃金締切日】　令和5年12月31日

【転換日から6か月後の日の賃金支給日】　令和6年1月25日 木曜日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↑12月分の時間外手当の支給日

【支給申請期間】　　　令和6年1月26日　～　令和6年3月25日

＊例２　転換日：R5.7.1　賃金締切日：25日　賃金支払日：当月末日

【転　換　日】　　　　　　　令和5年7月1日

【転換日から6か月後の日】　令和5年12月31日

【転換日から6か月後の日の賃金締切日】　令和6年1月25日

【転換日から6か月後の日の賃金支給日】　令和6年1月31日 水曜日

【支給申請期間】　　　令和6年2月1日　～　令和6年3月31日

＊例３　転換日：R5.7.1　賃金締切日：25日　賃金支払日：翌月10日

（賃金規定等で、賃金支払日が銀行休業日の場合は前日に支給する旨定めている場合）

【転　換　日】　　　　　　　令和5年7月1日

【転換日から6か月後の日】　令和5年12月31日

【転換日から6か月後の日の賃金締切日】　令和6年1月25日

【転換日から6か月後の日の賃金支給日】　令和6年2月9日金曜日

【支給申請期間】　　　令和6年2月10日　～　令和6年4月9日

◎勤務をした日（有給休暇取得日も含む）が11日未満の月を除きます。

◎就業規則等の規定により、※時間外手当を実績に応じ基本給とは別に翌月等に支給している場合、6か月分の時間外手当が支給される日の賃金を支給した日（時間外勤務の実績がなく、結果として支給がない場合を含む）となります。（例１の事例）

◎賃金支給日は実際に賃金を支給した日となります。例えば、銀行休業日等の都合で支給日が規定より前倒しになる場合は、支給申請期間も前倒しになります。